

官報

号外 昭和三十三年三月四日

第三十四回 衆議院會議録 第十一号

昭和三十三年三月四日(金曜日)

議事日程 第九号

昭和三十三年三月四日

午後一時開議

第一 養鶏振興法案(第三十一回

国会、内閣提出)

第二 南大東島における高層気象

観測に必要な物品の譲与に關す

る法律案(内閣提出)

第三 国内旅客船公団法の一部を

改正する法律案(内閣提出)

第四 海岸法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

第五 建設業法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

○今日の會議に付した案件

横浜体育館における集團慘事に關

する緊急質問(安井吉典君提出)

商工会の組織等に關する法律案

(内閣提出)の趣旨説明及びこれ

に対する質疑

日程第一 養鶏振興法案(第三十

一回国会、内閣提出)

日程第二 南大東島における高層

気象観測に必要な物品の譲与に

關する法律案(内閣提出)

日程第三 国内旅客船公団法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 海岸法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

日程第五 建設業法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

午後一時五十分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を

開きます。

横浜体育館における集團慘事に關

する緊急質問(安井吉典君提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。

すなわち、この際、安井吉典君提

出、横浜体育館における集團慘事に關

する緊急質問を許可せられんことを望

みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野君の動議に

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認

めます。よって、日程は追加せられま

した。

横浜体育館における集團慘事に關す

る緊急質問を許可いたします。安井吉

典君。

〔安井吉典君登壇〕

○安井吉典君 私は、日本社会党を代

表し、一昨日の横浜市立体育館の歌謡

曲ショーにおける慘事につきまして、

政府に対し緊急質問を行なわんとする
ものであります。(拍手)

去る三月二日午後五時四十五分ごろ

のできごとであります。横浜市中区

横浜公園市立体育館で開かれました、

ラジオ関東主催、歌謡曲ゴールデン・

ヒット・ショー公開録音の入場の際に

際、北側入口から、昼ごろより表で待

ちかねていた群衆がなだれ込み、婦人

や子供たちは次々に將棋倒しに折り重

なつて倒れました。新聞等の描写によ

れば、倒れた人の上にまた倒れ、その

上を踏み越えるというありさまで、一

瞬、泣き叫ぶ者、うめく者、助けを求

める者、血を見る騒ぎとなりました。

そして、入口付近には、すでに息絶

えた者、どうもみれぬ者など、数十人が

小山のように積み重なりました。死者

たらしい光景を描き出しました。死者

十二人、すべて女の人和子供であり、

重傷傷十四人も同様であります。ひな

祭りの前夜の痛ましいできごとであり

ました。私は、このできごとに深い悲

しみと憤りを覚えつつ、これら死傷者

や御家族の方々に心からな慰慰と御同

情の意を表しますとともに、われわれ

は、かかる慘事を引き起こすことと

なつた原因や、その背景にある諸事情

を徹底的に追及し、二度と再びこれを

繰り返さざるよう、この際あらゆる努

力を払わなければならないと思うので

あります。(拍手)

まず、私のお尋ねしたい第一点は、
ショーの主催者側の責任について政府
はどう見ておられるかということであ
ります。このショーの主催者であるラ
ジオ関東は、定員二千五百とされてお
ります。この会場に對し、六千枚をこえ
る無料招待券を配付いたしておいま
す。このうちの十二枚が、まさに死へ
の招待券となつたのであります。こ
のような無計画な招待券の乱発が事故
の最初の原因を作つたものと思いま
すが、この点はいかがでありますよう
か。

また、主催者側の入場整理の状況
は、警察側との協力も悪く、アルバイ
ト学生を主とする整理人員は手薄で、
かつ、整理についての設備も不十分で
あり、そのやり方はきわめて不手ざわ
であつたと伝えられております。大ぜ
いの人々を集め、集會を主催する者
は、当然のこととして、それに参加す
る人たちが快的に時が過ぎるよう、
まして、事故などが起きることがない
よう、完全に整理し得る能力を持つべ
きであり、そして、いかなるときもそ
の責任を免れることはできないと考
えるのであります。石原公安委員長よ
り、現在までの調査の結果について何
いたないのであります。

ある新聞の寸評欄は、この事故を、
マスコミのお祭り製造業に対する頂門
の一針と、手ひどく評しております。
確かに、近ごろは、内外芸能人を呼ん

での派手な人集め行事がいささか過剰であるような気がするであります。もとより、中には、きわめて意義の深い催しも多いし、かつまた、生活に追われる庶民のささやかな慰めとしての芸能行事も大切であります。しかしながら、単なる金もうけや行き過ぎた宣伝だけの行事は慎まなければならぬと思うのであります。(拍手)私は、この事故の原因となった行事がそのような性格のものであるとは申しませんが、広く放送事業全般に対し、この問題についての郵政大臣の御所見を聞きたいと思ひます。

質問の第二点は、警察側の処置と態度についてであります。警察側は、十数人の制服・私服の警察官をその催しに派遣していたのであります。事前の、あるいは会場での、主催者側との連絡について欠けるところがなかったであります。会場入口の中途での変更、入口における整理のための設備あるいは入場者の誘導方法などにつき、主催者と打ち合わせを行ない、指導を行なうことが十分であったのではないのでしょうか。群衆は、時に常識を越えた行動に出ることがあります。この場合は、人気歌手に対し熱狂したファンの異常な心理が、昼ごろから戸外に幾時間も立つて待つていたということにより、もう切れ切つており、そのとき、とびらが開かれたのであります。警察側も、このような際

の群衆心理を当然計算に入れて、みずから警備に任じ、または主催者を指導すべきであつたと思ひます。また、定員の倍に及ぶ入場者がありますことは、届出はどうあるとも、人々の出足やその後の増加ぶりから見て、くろくとしての警察側は早目に推測がつくはずであり、それによつて警察官の応援出動の態勢をすみやかに整えるべきであつたと思ひます。これらのことが何らなされてない点、警察側の責任は重大であると思ひのであります。(拍手)

警察法第二条によれば、警察官の責務は、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に當ること」であります。労働団体のストライキや民主団体のデモに対しましては、どこからともなく、青い鉄帽をかぶつた機動隊が、驚くほどの大量動員をもつて警備に当たり、専門的に訓練された警棒をふるつての鎮圧の暴力行使で体当たりする同じ警察が、過日のようなおそれるべき結果を生ずる民衆の混乱に對しては、全く手をこまねいている態度に對しては、われわれはまことに疑問な思ひを得ないのであります。(拍手)もし、各道府県警察に人員が足りないといひますならば、現在、警視庁が膨大な数をかかえ、平生は仕事のない機動隊を解散いたしまして、地方の民衆

の間でこつこつ勤務しております警察官の補助員として分散配置するお氣持を政府はお持ちにならないものか。以上、これら警察の問題について、国家公安委員長より明確なる御答弁を伺いたいと思ひます。(拍手)

なお、今回の事故において、われわれは、日本人の公衆道徳といふか、共同社会生活の訓練の不足といひますか、そのことを思わざるを得ないのであります。ことに、約三十人ほどの若い青少年のグループが、意識的に、並んだ行列を無視して割り込み、これが大混乱の直接の原因となつたとの報道があります。明らかに軽犯罪法違反である。このことについてどう措置されるかも、あわせて伺いたいと思ひます。

小排水溝があり、十二センチの段がついており、これに入場者がつまづいて倒れ、これにあとの人々が折り重なつたところにあるともいわれております。これは多くの入場者の集會する施設として大きな欠陥であります。このような施設の狀態をそのままにしてきた施設管理責任者の手落ちについて、政府は十分な調査を行なうべきであります。しかし、この際、全国的に多人数集會施設について、事故防止のための設備点検と、完全な設備ならしめるための対策を、政府はすみやかに講ずべきであると考え、国家公安委員長並びに建設大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

第三点は、この事故を起した会場の問題であります。この横浜公園体育館は、元米軍体育館であつた大型かまぼこ兵舎約三千平方メートルで、三十三年接収解除、現在、国有財産のままで、横浜市が手を加え、委託管理しているものであり、平生は、その名の通り、室内スポーツに用いられて催しものに使用するには粗末な施設であると聞くのであります。これは三十三年から興行場法の適用を受けており、許可定員二千五百名を二倍以上も上回る入場を許しておる点、明らかに同法違反であります。また、今回の事故の大きな原因の一つは、この入口のとびらの前に

ら、本日總理の御出席を得ることができませんので、要望として申し上げたいと思ひます。

近來、このような尊い人命を粗末にする事故が續発いたしております。記憶にごく新しいところでは、北海道の夕張炭鉱における坑内爆発事故があり、それより前には、同じ横浜において火薬工場の爆発と、その後、日ならずして、火薬積載トラックが砂利トラックと衝突して大爆発を起し、その一週間あたりには、愛知県豊川市において火薬トラックの急行電車衝突事件あり、いずれも多くの死傷者を出し、建物その他に多大の損害を与えているのであります。多数集會による事故といひましたは、二十九年の二重橋新年参賀の事故や、三十一年の新潟彦根神社の事故を初め、同じ三十一年の大阪劇場切符売場殺到事件、三十二年、和歌山市民會館、三十三年、八幡製鉄労働會館、三十二年、秋田山王体育館のそれぞれの事故があります。交通事故にあつては、まことに数えるにたえないのであります。しかも、今日、新しい事故を生ずるおそれのある危険な種子が至るところにまき散らされているのであります。たとえば、興行場等の定員に関する規定はあつてながごとく、大事故にならないのがむしろ不思議なくらいであり、火薬取り締まりについては、暫定的な予防措置を講じようとしているだけで、根本的な火薬

類取締法の改正はまだに見送られております。また、交通事故防止については、罰則の強化ぐらしか能がない道路交通法改正よりも、道路法ができてからすでに数年を経ておりますのに、各省間のなわ張り争いから、道路を運行する車両を制限する政令をいまだに制定することができないありさまであります。また、一たん舗装された道路を掘り返しては埋め、埋めては掘り返し、東京じゅう、すっきりと車の自由に走れる道路の区間よりも工事中の区間の方が多いのではないかと錯覚されるような道路工事の無統制な状態は、相変わらず放置いたされております。(拍手)これでは、交通事故は起きほうだいであります。炭鉱や工場、保安に関する規則は無理解な会社によって守られず、朝夕の国電のラッシュは、定員どころか、まさに殺人的であり、これに何かの障害が加わったらどうなるかと思うと、はだにアワを生ずる思いがいたすのであります。

(拍手)

私は、今回の歌謡ショー事故や火薬爆発等の人命損傷の事件がごとごとく岸内閣の責任であるとは申しません。

しかしながら、岸内閣は、大企業向けの経済政策にはむやみに力を入れられますけれども、大衆の人命尊重のための諸政策は全く投げやりになっているのであります。(拍手)国民大衆に何らのあたたかい思いやりのない岸総理

の官僚性を、ここにも、われわれは、まざまざと見ることができるのであります。(拍手)その結果といたしまして、このよう事故が頻発するのであり、かつまた、このようでありましては、今後いかなる新たな事件が起こるやもはかり知れないということを、私は総理に警告いたしたいのであります。しかし、今後とも、政府において、この警告を無視し、人命尊重のため法令の改善や完全実施を怠りますならば、そのときこそ、これから新たに生ずべき事故に対する岸内閣の責任は完全に免れないことを、総理はどうぞ御銘記願いたいのであります。すなわち、私は、岸総理に對しまして、今回の惨事を契機といたしまして、今こそ、人間の生命を危険から守るためのあらゆる法令を再検討し、その確実な実行をはかるべきであると考え、人間を大切にすることを現実の政治に真剣に現わしていただきますことを強く要望いたします。この質問を終わる次第であります。(拍手)

(国務大臣石原幹市郎君登壇)

○国務大臣(石原幹市郎君) 安井議員の御質問にお答えいたします。

一昨夕、横浜体育館におきまして集団惨事が起こりまして、多数の死傷者を出しましたことは、まことに遺憾に存じておる次第でございます。

今回の催しにつきましては、主催者の側のラジオ関東から、二月二十六日

に、加賀町署にいろいろ事前の打ち合わせがございまして、その節、八千名ばかりの招待券を出しておるということが話されたのであります。ただし、満員の際には断わる、あるいは子供の同伴は断わるというようなこともつけてありまして、満員の際には断わるのだ、同時に、こういう催しの例といたしまして、実際の来場者は大抵その半分くらい、三、四千名が今までの通例であつたのであります。それで、体育館は、たゞいま、座席が二千五百、それからさらに千で三千五百、五百の立ち見で四千名収容し得る施設になつておるのでございます。しかし、警察当局といたしましては、なお主催者側に自衛警備を極力要請いたし、警察といたしまして、従来より三倍の警備員を派遣いたしまして、制服十二名、私服七名の警備員、三倍の警備員を出して警備に当たつたのであります。が、結果におきまして、ああいう惨事が起こりましたことは、まことに残念であります。この点は、目下警察と検察庁とでその原因を捜査中でございますが、ただいまのところでは、大衆、途中横から割り込みました三十数名の若者の一団によつてこの事故が起きたと推測されておるのであります。今後とも、これらの点は、十分捜査の進行によりまして責任者を発見していただきたいと思つております。

それから、いろいろ、人員の配置等についても、警察官の配置等についても、お話があつたのでございます。が、これは、人口であるとか、あるいは犯罪の状況であるとか、都市と町村の分布、面積、こういうことで警察官の配備をしておるのでございまして、近いところからは応援態勢も得られるのであります。現状の配備計画でまづよいのではないかと私は思つておる次第であります。

施設管理者の責任問題につきましては、建築基準法の問題、消防法等に関連いたしまして、条例の整備等、今後とも整備しなければならぬ問題が多々あると思つておりますが、この国会におきまして、消防法等の一部改正、あるいは道路交通法の改正案等をいろいろ御審議を願ひまして、こういう集団の取り締まり等につきましても一そう万全を期していきたいと思つておる次第でございます。

なお、今後は、こういう多衆の運動に對しましては、今まで警備実施要則というものを定めまして、こういう多衆集結の取り締まり等について十分訓練をしておる次第であります。さらに一そうの訓練を課しまして、今後こういう事態のないように極力努めて参りたいと思つておる次第であります。

以上、お答えいたします。

(国務大臣植竹春彦君登壇)

○国務大臣(植竹春彦君) お答え申し上げます。

質問の第一点は、郵政省の本問題に對します所見を御質問でございますが、この放送事業の監督・指導に当たつております郵政省といたしましては、今回の事件に對しまして深く哀悼の意を表する次第でございます。郵政省といたしましては、主催者においても万全の準備をせられ、また、参加者におきましても秩序ある集団行動をとられますように、今後も行政指導をやつて参りまして、再びこういうことの繰り返されないように指導して参る所存でございます。

第二点の、放送番組の内容の派手であるという御質問につきましては、ただいま放送事業につきましては番組審議会がございまして、その番組審議会の御決定の範囲内におきましては、その番組に對しましては自由を認めておるのでございますが、今回は、その点、逸脱したものとは認めておらないのでございます。また、放送事業は、発表されたプログラムはこれを実施していくというものがひろく建前で、そうなくてはならないのでございませう。今回の事件にかんがみまして、ラジオ関東におきましては夜の放送を中止せられましたが、これは、電波法の第十六条第二項の範囲内において、放送を一時休止せられて哀悼の意を表し、謹慎をされたということは、その処置

は、監督官庁といたしましてまことに了としておる次第でございます。重ねて、私は、こういうことの再びないよう十分に行政指導をなしていく所存でございます。

〔内閣提出の趣旨説明〕

○内閣提出の趣旨説明 横浜のこのたびの事故に對しましては、まことに御同情にたえない次第であります。

建設省におきましては、直ちに住宅局の係官をして嚴重に講堂等について調査いたしましたが、建物に対する何らの破損等はありませんでした。この点については何らの瑕疵はなかったという報告を受けておる次第でございます。

○議長(清瀬一郎君) これにて緊急質問は終わりました。

商工会の組織等に関する法律案

(内閣提出の趣旨説明)

○議長(清瀬一郎君) この際、議院運営委員会の決定により、内閣提出、商工会の組織等に関する法律案の趣旨の説明を求めます。通商産業大臣池田勇人君。

〔内閣提出の趣旨説明〕

○内閣提出の趣旨説明 商工会の組織等に関する法律案について、その趣旨を説明申し上げます。

中小企業問題につきましては、その重要性にかんがみ、政府といたしまして、かねてから諸般の施策を講じて

その解決に努力いたして参つたのであります。中小企業の中でも、中規模事業者と小規模事業者との経営格差は非常に大きいものがあります。しかも、従来の中小企業対策においては、この小規模事業者に対する施策は必ずしも十分とは言えず、特に、地方の町村における小規模事業者の対策の強化は緊要とされているところであり

ます。この対策強化のためには、もちろん、金融措置、税制措置等についても考慮する必要がありますが、政府としてもこれに意を注いでおりますが、小規模事業者の特質を考えたときは、これらの事業者のために、その実情に即した資料の収集、提供、経営及び技術に関する相談、指導、事業資金の借入のあっせん、各種事務の代行等の業務を不斷に行なう組織を確立することが最も肝要と考えられます。

このような業務を行なう組織としては、市部においては、すでに商工業の総合的改善発達をはかるための組織として商工会議所の制度があり、小規模事業者に対する事業をある程度行なっておりますのに対し、町村等の郡部においては、このような制度がありません。このため、主として町村における商工業の総合的改善発達をはかるための組織を確立する必要があるものであります。

このように必要に基づきまして、すでに現在までに、主として町村において二千六百以上に及ぶ商工会が自然

發生的に誕生しておりますので、これを法制化することが適當と考えられます。ことに、いかに組織を定めまして、小規模事業者の資力の状況からしては、国及び地方公共団体が積極的な助成を行なうのでなければ十分な事業活動を期待することができないので、その助成措置についても決定する必要があります。このように見地から、今回本法律案を提出いたしました次第であります。次に、本法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案の骨子は、商工会の組織について定めるとともに、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業について国の助成措置を規定するものであります。

第一に、商工会につきましては、これを本法に基づく特殊法人とする。ことに、その営利活動を禁止し、また、その地区につきましては、市町村の廃置分合等若干の場合の例外を除いて、一つの町村に一つの商工会を設けることを原則とし、商工会議所とも地区を重複して設立することのないように定められております。

商工会の事業については、商工業に関する相談、指導、情報、資料の収集、提供、講習会、展示会の開催等、その地区内の商工業の改善発達のために必要な事業を行なうこととされておりますが、その加入脱退は自由であり

まして、地区内に半年以上事業所を有する商工業者であればすべて会員となることができるのであります。商工会は、その地区内の商工業者の半数以上が加入するものであれば、通商産業大臣の認可を受けて設立することができるのであり、その管理は、総会、総代会及び役員を通じて行なわれるものであります。また、商工会の公共的性格から、通商産業大臣の所要の監督規定も設けられております。

第二に、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業を促進するための措置として、国がその経費の一部を補助することができるよう定められておりますが、この国の助成を行なうための予算措置をいたしましては、ただいま御審議中の昭和三十五年一般会計予算案におきまして、小規模事業指導費補助金として総額三億九千二百万円を計上いたし、小規模事業者のための対策の強化拡充を期している次第であります。

以上が商工会の組織等に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

商工会の組織等に関する法律案 (内閣提出の趣旨説明に対する質疑)

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。小林正美君。

〔小林正美君登壇〕

○小林正美君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま趣旨説明のありました商工会の組織等に関する法律案に對し、真に二百万小規模事業者の苦しい立場に立つて、池田通産大臣に對して質疑を行なわんとするものであります。(拍手)

政府が、政治の面で当然考えなければならぬ小規模事業者の対策については、これまで、遺憾ながら、ほとんど何もなされておらなかったといつても過言ではございません。今回、とにかくにも、この問題を法律案の中に取り上げられたことに對しては、これを歓迎するにやぶさかではございません。しかし、この法案の持つ内容と、さらには、政府の中小企業問題全般に對する根本的な心がまえについては、遺憾ながら、多くの疑問と不信感を抱かざるを得ないので、率直にお尋ねをいたしたいと存じます。

言うまでもなく、中小企業、零細企業対策は、日本産業界の特殊性ともいふべき、その二重構造の対策でなければならぬと考えます。小規模事業者自体の相互間における、近時ますますとどまるところを知らない過当競争の激化と、それにもましておそれるべきは、異質なもののからの圧迫、すなわち、これまで小規模事業者の仕事であるといふなされておった産業分野への大資本のあくなき侵入を、われわれは見のがすわけにはいかぬのでございます。この

まして、地区内に半年以上事業所を有する商工業者であればすべて会員となることのできるものであります。商工会は、その地区内の商工業者の半数以上が加入するものであれば、通商産業大臣の認可を受けて設立することができるのであり、その管理は、総会、総代会及び役員を通じて行なわれるものであります。また、商工会の公共的性格から、通商産業大臣の所要の監督規定も設けられております。

第二に、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業を促進するための措置として、国がその経費の一部を補助することができるよう定められておりますが、この国の助成を行なうための予算措置をいたしましては、ただいま御審議中の昭和三十五年一般会計予算案におきまして、小規模事業指導費補助金として総額三億九千二百万円を計上いたし、小規模事業者のための対策の強化拡充を期している次第であります。

以上が商工会の組織等に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

商工会の組織等に関する法律案 (内閣提出の趣旨説明に対する質疑)

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。小林正美君。

〔小林正美君登壇〕

○小林正美君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま趣旨説明のありました商工会の組織等に関する法律案に對し、真に二百万小規模事業者の苦しい立場に立つて、池田通産大臣に對して質疑を行なわんとするものであります。(拍手)

政府が、政治の面で当然考えなければならぬ小規模事業者の対策については、これまで、遺憾ながら、ほとんど何もなされておらなかったといつても過言ではございません。今回、とにかくにも、この問題を法律案の中に取り上げられたことに對しては、これを歓迎するにやぶさかではございません。しかし、この法案の持つ内容と、さらには、政府の中小企業問題全般に對する根本的な心がまえについては、遺憾ながら、多くの疑問と不信感を抱かざるを得ないので、率直にお尋ねをいたしたいと存じます。

言うまでもなく、中小企業、零細企業対策は、日本産業界の特殊性ともいふべき、その二重構造の対策でなければならぬと考えます。小規模事業者自体の相互間における、近時ますますとどまるところを知らない過当競争の激化と、それにもましておそれるべきは、異質なもののからの圧迫、すなわち、これまで小規模事業者の仕事であるといふなされておった産業分野への大資本のあくなき侵入を、われわれは見のがすわけにはいかぬのでございます。この

まして、地区内に半年以上事業所を有する商工業者であればすべて会員となることのできるものであります。商工会は、その地区内の商工業者の半数以上が加入するものであれば、通商産業大臣の認可を受けて設立することができるのであり、その管理は、総会、総代会及び役員を通じて行なわれるものであります。また、商工会の公共的性格から、通商産業大臣の所要の監督規定も設けられております。

第二に、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業を促進するための措置として、国がその経費の一部を補助することができるよう定められておりますが、この国の助成を行なうための予算措置をいたしましては、ただいま御審議中の昭和三十五年一般会計予算案におきまして、小規模事業指導費補助金として総額三億九千二百万円を計上いたし、小規模事業者のための対策の強化拡充を期している次第であります。

以上が商工会の組織等に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

商工会の組織等に関する法律案 (内閣提出の趣旨説明に対する質疑)

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。小林正美君。

〔小林正美君登壇〕

昭和三十三年三月四日 衆議院會議録第十一号 商工会の組織等に関する法律案の趣旨説明に對する小林正義君の質疑

ようなことから、中小企業者を經營の困難な状態へ追いやっておるような現状でございますが、この場合、当然国がしなければならぬ政策がはなはだしく欠けておるといふ、この問題を私たちは追及しなければなりません。すなわち、税制、金融あるいは設備近代化の促進、海外市場の開拓、産業分野の確保、独占支配の抑制等について、何ら見るべき措置がまだ今日までとられておらなかったでございます。かくのごとく、小規模事業者に対する全般的政策との関連性におきまして、今回提出せられた商工会法案を見ると、その内容はきわめて貧弱でありまして、提案者の説明がどのように巧妙に行なわれようとも、一言にしていえば、この法案こそは、官僚支配を強化せんとするための組織であり、あるいは自民党の選挙対策として、業界の民主化成長をはばむ、おそるべき道具と化するであろうことは、疑う余地がないのでございます。(拍手)

この際、私は、若干、具体的に、法案の内容に触れて、池田通産大臣にお伺いをいたしたいと思います。まず、第七條に、「商工会の地区は、一の町村の区域とする。」と規定いたしました。その第二項に、「他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。」とありますが、ここで二つの問題が生じて参ります。その第一は、小規模事業の数が圧倒的に多い都市部において最も必要であると思われる商工会の設立が、この法律では遺憾ながら認められないという点であり、第二は、町村にある大工場、すなわち、従来は隣接の都市部にある商工会議所の主要メンバーであつたものも、法の正しい解釈からすれば、当然その町村にできる商工会にだけ加入するというに相なるのであります。しかし、これらのことは、きわめて実情に即さない、いかにもお役所的な感覚であり、机上の空論に近いものであるといわなければなりません。第一の点については、現在の都市にある商工会議所というものは、その都市が大きければ大きいほど、大企業者のための商工会議所となつて、決して小規模零細企業の真の利益代表機関としての役割を果たしておらなかった例が、しばしば存在するのでございます。(拍手)一例として、百貨店が地方都市に對して進出せんとする場合を考えてみても、地元の商店団体などが、自分たちの死活問題として、その百貨店進出反対運動に必死の努力をいたしておりますとき、商工会議所側が、逆に、百貨店誘致賛成の態度を決定した例は、しばしばこれを見かけるのでございます。また、商店街を明るくするといふきわめて公共性の高い街路灯などの電灯料金の値下げ問題につきましても、商店街の強い要望があるにもかかわらず、商工会議所は、その

有力会員たる電力会社に気がねをいたしまして、このような問題はほとんど黙殺しておるといふ事実を私は知っております。いわんや、金融問題等については、小規模事業者より、金融機関に對してなかなか金が借りられない、また、借りたとしても金利が高い、歩積み預金をやめてほしいなどと、長年にわたりまして血の出るような叫びをあげておりますが、この声を商工会議所がすなおに取り上げて、金融機関にただの一度でも強い抗議の申し入れをしたといふ事実を私は聞かないのでございます。(拍手)

都市における商工会議所の役割は、商工会議所法第六條に、「その地区内における商業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。」このように定められておりますが、この「商業の総合的な改善発展」の字句が、逆に、実は一部有力業者のための改善発展というふうになりかねられておることとは、断じて否定することのできない事実でございます。かくのごとく考へて参りますときに、小規模事業対策を重要な任務として法制化されました商工会こそは、最も小規模事業者の多い都市部において、その設立がきわめて重要であり、渴望されておるといわなければなりません。しかるに、政府案は、都市部にこれを認めないと定め、都市部の小規模事業対策は、これを商

工會議所に一任しようとしたており、大企業とは、その經營規模において大きな開きがあり、時としては全く利害相反することさえしばしばある小規模事業者対策を、大企業者の手によつて事實上運営せられております。商工会議所にゆだねんとするがごとき、まさに木によつて魚を求めんとするよりもさらに至難のわざといわねばなりません。(拍手)かかる観点より、私ももといたしましては、真に小規模零細業者の經營や技術の改善発展のためには、町村に認めると同様に、ぜひ都市部においてもこれを認め、商工会議所と商工会が面々相持つて産業全般の発展に資するお考えはないか、池田通産大臣にお伺いいたしたいと存じます。さらに、第二点といたしまして、現在まで町村にありながら商工会議所の有力なる会員となつておる大工場などの問題を考へてみたいと思ひます。もし、この工場を都市部の商工会議所から除くときには、年間数十万円という大口の負担金を出しておる会員であるがために、このような工場が二つ三つ抜けまると、小さな商工会議所などは直ちにその經營が困難となり、會議所の存立さえ危ぶまれるような場合が必ず出て参るのでございます。この点については、昨今、商工会議所側の反響がきびしくて、ついに、政府も、従来隣接都市の商工会議所会員たりし町、村にある会社、大工場などは、本人がこれを希望すれば、商工会議所の正会員として引き続き認めるといふ方針に変わりつつあるやに伺つております。しかし、かりにも、もしこのようになるとが許されるとするならば、これは商工会法第七條第二項の、地区重複禁止の規定に抵触することは明白でございます。大企業であるがゆゑに、商工会員にもなれば、また、地区外の商工会議所会員にもなれるというがごとき選択権を与えることは、法の前には何人も平等でなければならぬ大原則に反しており、断じてわれわれとして許しがたいところでございます。地区で分けるのか、經營規模で考えるのか、属地主義か、属人主義か、この際、はつきりと通産大臣の御答弁を願ひたい。政府が、地域で分けることにはつきりと法案をきめておる以上は、われわれは、大企業者であるがゆゑに治外法権にもひとしい属人主義をとることを認めるわけには、どうしても相ならぬのであります。要するに、もともと、地区別に商工会議所と商工会とを區別して認めようとした、このことに大きな無理があつたといわなければなりません。通産大臣は、この際、小規模事業対策を真剣にお考えになるならば、もっと謙虚な態度で、この辺でこの法案を白紙還元して再検討なさるお気持はございませんか。

わが社会党は、以上述べたような不合理、矛盾を救うためには、やはり、どうしても商工会と商工会議所との区別は、地区別でなくて、規模別、階層別でなければならぬと考えるものでございます。近年來、日本産業界の特色がその二重構造性にあるとするならば、当然、その対策も、規模別、階層別に考える必要がよいと出て参りましたことは、まさに必然でございます。

都市と町村とを問わず、一定区域内の大中小企業者をもって商工会議所を組織せしめ、都市と町村とを問わず、小規模事業者をもって商工会を作ることこそ、最も実情に適した考え方と存じますが、通産大臣は、政府原案の、この矛盾多き、欠陥だらけの法律案を、根本的にやり直すお考えがあるかどうか、お尋ねをいたしたいと存じます。

次に、この商工会が法制化されましたときに、いかにその自主性がゆがめられ、官僚統制のにおいが強くなるか、条文の二、三をながめるときに、直ちにこれを看取することができるとでございます。たとえば、商工会と類似しております産業団体、すなわち、商工会議所法と比較して考えてみたいと存じます。

商工会議所法の第三十五条には役員の規定がございますが、この場合には、会員以外の役員は、専務理事ただ一名だけであつて、その他の役員は全部商工業者たる会員でなければならぬ

い、と明確に規定をいたしておりません。しかるに、商工会法第三十条第二項には、役員は定員の三分の二は会員たる商工業者でなければならぬと定めておりますが、これを裏返しにして言うならば、役員席の三分の一は、これを商工業者以外の者のために、その重要なポストをあけておくということになって、ここにもおそるべきわながしかけられておるといふことを、私は指摘しないわけには参りません。(拍手)私どもは、一体政府が何を意図しておられるのか、この点、商工会法案に異常な熱意を示しておられる池田通産大臣にお伺いをいたしたいと存じます。

民主主義は、言うまでもなく、人民の、人民による、人民のための政治といいますが、商工会もまた、真に民主的に運営されるためには、小規模事業者、小規模事業者による、小規模事業者のための商工会でなければなりません。(拍手)しかるに、商工会の設立にあたっては、その定款、事業計画、予算並びに役員の件までも通産大臣に申請して認可を受けなければならぬと、商工会法第二十三条には特に規定を設け、また、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するために必要ありと認めるときは、商工会に対して、事務所に立ち入り検査できると第五十条に明記するがごとき、商工会役員の任免や会の運営について、国や地方自治

体が、補助金の交付にからんで重大なる発言権を持つとする意図は、きわめて明白であり、会の自主性を踏みにじり、民主主義の冒瀆もまたはなはだしいといわざるを得ないのでございませう。この商工会法が成立したときには、商工業に直接携わったことのない役人の古手や、町村のボスの手で、あるいは政治的に利用され、あるいは官僚統制の傾向が明らかに参ります。この点は、商工会法第六条にうたつてある「商工会は、これを特定の政党のために利用してはならない」という条項と抵触はいたしませんか。巷間伝うるに、池田さんが将来天下を取るためにこそ、今度全国の津々浦々にまで大きな網を打ったのが、この商工会法案であるといわれられておりますが、池田通産大臣の御所見のほどを、しかと承つておきたいと存じます。

次に、私たちが決して見のがすことのできないものに、この法案中には現われておりませんが、通産省が商工会法案の要綱案の中で掲げておりました、いわゆる各商工会ごとに運営協議会を設けるという政府の考え方でございませう。運営協議会とは、関係行政庁、金融機関等の職員、その他学識経験者のうちから、会長が委嘱して組織することに相なっております。そして、商工会の事業実施の基本方針や業務運営上の重要事項について諮問するというに相なっております。商工

会にはりっぱな役員会があるにかかわらず、さらに運営協議会を持つという、一体これは何ですか。商工業者自身の商工会でなければならぬのに、やれ法律だ、やれ、ひもつき補助金だ、やれ運営協議会と、二重、三重、四重、五重の荒なわで、全国津々浦々の三千の商工団体をがんじがらめに縛り上げて、これを自分たちの都合のよい方に引っぱつていこうとする魂胆であるのではないかと、私どもは言わなければいけません。(拍手)このよう有害無益の運営協議会が決して設置すべきものではないと考えますが、通産大臣のお考えをさらしただしておきたいと存じます。

最後に、私は、この機会に岸総理大臣に対して、念のため、ぜひお伺いをいたしておきたいと存じましたが、ただいま欠席をいたしておりますので、池田通産大臣にかわつてお尋ねをいたします。私は、中小企業者の一人として、今こそ、まざまざと、今を去る十九年前、すなわち、昭和十六年十月十八日を思い出さずにはおれないのでございませう。岸さんは、この日、四十四才という若さで、さつそうと商工大臣のいすにお着きになった。まさに、岸首相に就いては、この時は、一生でも最も記念すべき日であつたでございませう。しかし、同時に、全国の中小企業者にとっては、また、一生忘れよう

しても忘れることのできない悲しい思い出の日でもありました。東条英機を首班とした新内閣は、この日から、急カーブを描いて、日本をおそるべき太平洋戦争へと引きずり込んでいったのでございませう。真珠湾攻撃のあつた直後、岸商工大臣は次のような声明をいたしました。「中小商工業者の整理統合運動は相当進捗しておる。それは産業を合理化し、生産と資材配給を改善するためにぜひとも必要である。国家にとつてなくては済むような業者の数をできるだけ減らして、その労力を他の必要なる仕事に振り向けなければならぬ」。こう叫んで、昭和十七年五月に、岸商工大臣は、国家総動員法に基づく企業整備合同施行規則を公布し、聖戦なり、国策なりという美名のもとに、情け容赦もなく企業整備の大なたをふるひ、中小企業者をいけにえといたしました。そのため、業者は、泣く泣く先祖伝来の家業を閉鎖して、あるいは徴用工として軍需工場へ、あるいは一兵卒として戦野にかり出されていったのでございませう。かくのごとく、犠牲に供せられました小規模経営者の強制的な統合と、加うるに、国からの補助金、貸付金、交付金政策のためのもので、ひとり大企業のみは太りに太ったことを、私たちは今思い出さないわけには参りません。今政府がおとりになろうとしておられる方針、すなわ

ち、貿易・為替の自由化と再軍備政策の結果は、あの戦時中、中小企業者がこうむつたおそれるべき運命を再び招かないと、だれが断言することができましょうか。(拍手)

今や、アメリカの押しつけによる貿易自由化の問題は国民経済全般に直結するものであり、その影響は、はなはだ甚大でありまして、すでに、自民党内部にさへも、日一日と貿易自由化の問題に対する批判が高まっております。私は、私は承知をいたしております。政府が自由化を唱える前に、まず、その前提として、小規模事業者への力強い施策が、大幅に、抜本的に行なわれなければならぬことは、まさに焦眉の急とも称すべきでございます。今日まで、わが国は中小企業対策について数多くの法律が作られておるが、世界でも珍しいとされておりますが、いずれも、その内容はきわめて空虚でございます。本日、またここに商工会法が提出せられ、小規模事業者対策が論ぜられようとするときに、ロッキード一機にも及ばないような三億円、四億円そこそこの予算措置と、矛盾とまかしに満ちたこの法律案の中には、遺憾ながら、われわれは真に小規模事業者を救うべき何ものも見出すことができないのでありまして、今や、中小企業政治連盟がつまずいたこのチャンスを利用せんとする自民党の巧妙なる選挙対策なりとの悪評が盛んに立っておりますが、これを払拭するために、池田通産大臣は、真に中小企業、零細企業者をしてのおのそのところを得させるためには、将来どのような方針をお持ちになっておられるか、この際、口先だけではなく、ほんとうのお気持ちをぜひお聞かせいただきたいと存じます。

以上をもちまして、私の政府提案に対する質問をいたします。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

御質問の第一点は、町村に商工会を設けて、大都市、いわゆる市制施行地に商工会を設けないのはどうかというお話でございますが、先ほど申し上げましたごとく、都市にはすでに商工会議所がございます。しこうして、今後におきましては、商工会議所の大部分は小規模事業者でございます。従いまして、私は、大都市におきましては、小規模事業者が、あるいは協同組合とか、あるいは商店会等で団体加入して、今までの商工会議所の運営が、こまかいところまで手の届かなかったのを届かすようにすることが、結果としていい、こういう結論で、都市には設けないことになしたのでござい

ます。なお、階層別に設けろとおっしゃいましたが、私は、町村において階層別に設けるほどのことはないと思ひます。

お話のような大企業者のものは、地区的に属地主義でやる原則を貫いていきたいと思ひます。階層別にすること、私は、とりません。

次に、非常に官僚統制ではないかという点ですが、これは、他のいろいろな類似の法律と同じようにしてあります。御指摘の、会館所には専務理事一人、こういつておられますが、市制施行地の商工会議所と、いなかの商工会とは違ひます。いなかの商工会では、経営者が労働をやつておるのであります。特に月給取りなんかにならないのであります。従ひまして、いろいろな技術の指導その他につきまして、他から役員を入れ、数を多く見ておいた方が運営上いいと思ひまして、かくいしたのでござい

ます。なお、監督規定あるいは運営規定にいろいろな点がございますが、私は、商工会の健全なる発達のための最小限度の規制をいたしておるのであります。一にも二にも、私は、零細企業者の業務の発展をはかつて、そうして国全体の発展のいしずえにするという考え方でいっておるのであります。

なお、いろいろな点で、今度中小企業が困るといふふうなお話でございますが、あるが、もちろん、中小企業団体法とか、あるいは協同組合法の既存の法律の運営をよくしていくと同時に、今回の商工会法、また、今後御審議いただきます中小企業業種別振興臨時措置法、こ

れによりまして、あらゆる方面、あらゆる角度から零細企業の育成発達に努めていきたいと思ひております。

(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 北條秀一君。

〔北條秀一君登壇〕

○北條秀一君 私は、民主社会党を代表いたしました。ただいま政府から説明のありました商工会の組織等に関する法律案について質問をいたすものであります。私も民主社会党はこの商工会法案に対してどういふ基本的態度を持つかということ、まず前提として申し上げます。

わが党が中小企業振興対策を党の十大政策の一つとしておることは、すでに皆さんによく御承知願つておるところであります。従つて、その態度から、今回政府の提出しました商工会法が文字通り中小企業振興対策でありますならば、この法案の成立に対して、建設的かつ具体的に法案の改善充実をはかることに協力するにやぶさかでないものであります。しかるに、本法律案は、中小企業の自主的活動並びにその意見の発表の助長というよりな面を軽んじて、わずかの補助金を与えることによつて全国の商工会を官製団体化せんとする意図を含んでおるものであります。断じて許容することはできないのであります。(拍手)わが党は、政府案の審議過程におきまして、修正

案を提出して、ほんとうに中小企業の振興に役立つ商工会の設立を促進したいと思ひておるのであります。

以上の基本的観点からいたしまして、この際、私は、政府及び保守党の諸君に一つ反省を求めたいのであります。中小企業の振興は、中小企業の体質を改善することが必要だと、歴代の内閣及び保守党の諸君は唱へ続けてきたのであります。これは一片の空論目でございます。現政府の提出しました三十五年度の予算を見ましても、中小企業の振興予算というものは実に微弱でございます。この点については、昨日この本会議において種々論議されましたので再説を避けませんが、池田通産大臣御自身が指摘されますように、現在なお日本の中小企業はその経営の不安定に悩んでおるというのであります。従ひまして、私は、中小企業の本心からの振興をはかる前に、いかな、中小企業の体質を改善する前に、保守党そのものの体質の改善が必要であるといふことを、諸君に申し上げたいのであります。

そこで、私は本論に入りますが、主として町村の中小企業振興を重点としておる今回の法律案であります。そのういわれると、まことにものものやうでございますけれども、この法律案をつぶさに検討してみますと、ものを批評することわざ、羊頭を掲げて肉を売るといふことわざがございます

が、この商工会法案を一言で評しますならば、まさに、このことわざがそのものずばりである。私は、羊の肉ならば買ってもいいと考えるのでありますが、いかにせん、この法律案には、羊の肉はちよつぱりあって、大の肉がかなりあるわけでありす。清潔な人間ならば羊の肉を買いますが、不潔な人間ならば大の肉を買われるかしれません。しかし、私は、少なくとも、この法律案の中からそいつた大の肉を全部撤回して、真に羊頭を掲げて羊の肉を売るといふ商工会法案にすべきであると考えるのであります。

そこで、質問いたします点は以下三点であります。先ほど小林正義君が述べられましたので、かなり重複する点がありますから、きわめて簡潔に申します。よく御清聴願いたいのであります。

第一は、商工会の組織についてであります。その一つは、商工会の都市における組織の問題でございます。先ほど、これについても小林君が触れられたのでございますが、町村におきまして、商工会は、御承知のように、かなり古くからこれは設立されておまして、それぞれ相当な活動をいたしておるのであります。すなわち、従来の政府が中小企業者に対して対策を怠っておりましたために、商工業者諸君が自衛組織として商工会を作っておったのであ

ります。もとより、大都市においてもそうでございます。

そこで、ここで考えなければならぬことは、昭和二十五年に商工会議所法案ができた、現在の現行法は昭和二十八年に改正されたのでございますが、戦後の商工会議所法によって設立された商工会議所のある地域と、戦前の商工会議所のある地域と、二つを区別して考えなければならぬと思ふのであります。そこで、町村にありまるところの商工会というのは、これは、今申しましたような、いい活動をいたしておるのであります。これに対して、今回の法律によりまして法制化し、それに人格を与え、それに補助金を与えて、今後さらに一その活動をさせるということとは、きわめてけつこうなことでございしますが、その反面、都市における商工会というのは、この法律によって否定されるという結果になるのであります。すなわち、特に大都市におきましては、たぐさんの商工会がございす。全国の中小企業者の三割は大都市にあるのであります。これらの自衛組織であります商工会というものは、この法律によって否定され、破壊されるという結果になるのではないかと、この点を私は特に考えなければなりません。池田通産大臣は、先ほど申されましたように、商工会議所においてそれを指導するのだ、それを育成するのだということを言われましたが、

が、商工会議所というものは、特に大都市にある商工会議所というものは、その古い歴史からいまして、その体質からいまして、決して中小企業者のめんどろを見るような体質ではございせん。そういうた、できない相談をやろうというところに、本法律のごまかしがあるものであります。従いまして、小林君の意見通りに、大都市にも商工会議所と並行して商工会を存置せしめ、これの育成をはかつていくことが必要であると考えますが、通産大臣は何と考へられるか。

その二は、商工会議所には、全国の商工会議所、すなわち、日商というものがあつたのであります。今日、商工会は、各都道府県におきましては都道府県の連合会を持っております。同時に、また、それは全国的な連合会を持つておるのであります。この法律によりまして、府県連合会あるいは全国連合会は、ことごとくこれを否定しているのではありません。なぜ現存するところのそういった連合会を否定しなければならぬか。

その三であります。それは、商工会は特定の政党に利用されてはならない、こういう点でございます。これは、先ほど私が話しましたが、この点につきましては、私は、日本の今日の政治のあり方——なるほど、常に公明選挙ということが叫ばれておりますけれども、選挙は決して公明に行なわ

れておりません。従いまして、そういう中であつて、今回の商工会法案が実施されますと、二つの大きな欠陥が生じて参ります。それは、先ほどお話のありました通りに、一つの商工会の役員は三分の一は会員でなくていいのだ、一方、商工会議所では、先ほど池田通産大臣のお話の通りに、会員でなければ役員になることはできないというところになっておりますが、商工会の方はそうではありません。もう一つは、Aの商工会の役員とBの商工会の役員とは、会員外の役員はこれを兼務することのできるわけでありす。そういういたしますと、この二つの要件は、国会議員であつたらうと、あるいは都道府県議会議員であつたらうと、その他政党の役員であつたらうと、次の選挙に当選しなければならぬ、あるいは現在自分の当選の地位を守らなければならぬ、あるいは自分の党の勢力を拡大しなければならぬということになります。と、一人のそういった人が、三つ、四つ、五つ、十の商工会の役員を兼ねることができるといふ法律案になっておるのであります。こういうことは、私は、今日の日本の混濁した政治の状態からいって、断じてこれを許すわけには参りません。この点につきましては、は、すでに岸総理大臣に通告いたしまして、本会議において、ぜひ、政治論として、大局に立つて、総理みずから御回答願いたいと私は申し出てあつた

のであります。御欠席のようであります。また、副総理も出ておられませんが、あるいは池田通産大臣が総理大臣の代理としてお答えになるつもりであつたらうと思ふのであります。この点につきましては、ぜひ、次の機会において、よく考へておいてもらつて、岸総理から、直接、どうするのだ、どうしたらいいのだという意見を、この席上で開陳していただきたいとお願ひをする次第であります。

第二に、商工会の事業について池田通産大臣に御質問いたします。その一つは、先ほど私が話しましたが、商工会の事業は、相談とか指導とか、あるいは講演会、講習会をやるのだ、そうして、そこには経営改良員を置いて、そして、直に身近な指導をやつていくのだというふうな話がありました。ところが、法律案の説明の際に、金融の問題についてもやるのだというふうな話がありました。ところが、法律の中には、一体、金融の問題が書いてあるか。今日、中小企業者の最も必要とするのは金融の問題でございますが、これは事業という節には全然触れられていないのであります。従つて、商工会は、わずかに相談、指導、講演会、講習会をやるということが商工会の事業になって参りまして、これでは、結局、政府の、すなわち、通産大臣の指揮命令を下に伝へるだけ、いわゆ

る上意下達の機関に墮し終わるのではないか、私はそう考へるのであります。

その二つ、商工会の指導・相談とは、金融であるとか、税金であるとか、あるいは労務管理でありますとか、社会保障あるいは補助金、助成金等の受け入れ態勢をどうするか、こういうふうなことに、中小企業者と密接するような仕事をさせるべきであると考えておるのでありますが、この点について池田通産大臣は何と考へられるか。

第三の質問点を申し上げます。それは、本法律によりますと、通産大臣の権限は非常に広大であります。にもかかわりませず、商工会には何らの発言権がないという点であります。現在の商工会議所法によりますと、会議所は、その事業といたしまして、いろいろと書いてございしますが、その冒頭に、商工会議所は、みずから自分の意見を公表し、意見を国会、政府に対し具申し、かつまた、建議をすることができ、さらにまた、その次には、行政庁の諮問に応じて答申をする、こう二つ書いてございしますが、商工会法案には全然これはないのであります。ところが、商工会に対して通産大臣はいかなる権能を持つかといふと、商工会設立の認可をする、その次は立ち入り検査をする。一昨年の悪法名高い警職法にありましたような立ち入り検査

を、今度は通産大臣がその職員をして商工会の事務所に對して行なうのであります。さらにまた、その立ち入り検査の結果等々で不十分なきときは、商工会の認可を取り消すというのであります。すなわち、通産大臣は、商工会に對して生殺与奪の権を持つておるのであります。こういうことは、一方は非常に大きな権限を持ちながら、その相手方の商工会は全く権能がないというやうなことでは、斷じて私はこれを承服するわけには参らないのであります。すなわち、今申し上げましたやうに、こうして、商工会というものは、完全に通産大臣がその生命を握つていく。おそろしく、今日全国に商工会は二千六百以上あると思ふのでありますが、それが、本法律案が成立いたしますと、三千以上の商工会ができることになるかと存するのであります。その際に、通産産業大臣は、これらの三千の商工会に對して、全国三百五十万ないし四百万人の中小企業者に対して、いながらにしてこれを自由自在に動かすことができるというふうなことになるならば、およそ日本は無駄な状態になることは、火を見るより明らかであります。従いまして、この点につきまして、何がゆゑに商工会に商工会議所に与えられたと同じやうな権能を与えないのか、この点を、私は、池田通産大臣に、とくと腹をきめて御回答を願ひたいのであります。

最後に、冒頭に申し上げましたやうに、私も、本法律案を批評しまするならば、確かに羊頭肉の策であると言へるのでありますが、しかし、確かに羊の頭を掲げており、羊の肉をひきさいておるのであります。ただ、大部分、しかも、重大なところに大の肉がごまかしについておるといふことであります。この大の肉が工合が悪いのだ、だから、私もは今後の審議を通じて、その大の肉をきれいに掃除していこうと考へるのでありますが、私は、そういうことをやる前に、池田通産大臣が私どもの意見を聞いて、せつかく提出したけれども、なるほど、御説ごもつともだ、こゝであらためて二つやり直そうというお考えはないか。以上のことを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣池田勇人君 答へ申し上げます。

第一の点は、都市におきまして、従来の商工会議所を使って商工会を設けない、この理由いかんということでありますが、先ほど申し上げましたこと、地区別の団体としていくことがいい、そして、大きい地域におきましては、先ほど申し上げましたやうな各業者が、団体管理その他の方法を取りまして、下部に手の回らなかつた今までの會議所を、いわゆる体質改善して

くべきだという考へで進んでおるのであります。

なお、商工会の連合会につきましては今後研究したいと思ひます。

また、会員外の役員でございますが、この点につきましては、先ほど申し上げましたこと、中小、ことに小規模業者の団体でございますので、みな自分自身が業務に服している、業務に服しているという状態でございすし、また、いろいろな点が多岐にわたつておりますので、やはり、会員外の専門家を、世話役を入れておいた方がいいと思ひますが、これは商工会自体のきめる問題で、商工会議所のやうに一人に限らなかつたのであります。それが実情に沿つて考へております。

なお、商工会の行ないますのは相談・指導でございますが、先ほど提案の趣旨に申し上げましたこと、金融面につきましても十分いたします。税制面でもやります。また、今だんだん大きい業務になってきております社会保険事業の手伝い、いろいろな点を商工会でやらす考へておるのであります。

なお、通産大臣の権限が非常に強いというお話でございますが、他のやういふ關係の法規とあまり変わつていないと思ひます。立ち入り検査等も、商工会の健全な発展のために、最小限の程度にとどめておるのであります。いろいろ御意見あるいは御心配もあるやうでございますが、今後十分審議し

て、この法案を一つ御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 養鶏振興法案(第三十
一回国会、内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 本日の日程に入ります。日程第一、養鶏振興法案を議題といたします。

養鶏振興法案

右
国会に提出する。

昭和三十四年四月三日

内閣総理大臣 岸 信介

養鶏振興法

(目的)

第一条 この法律は、優良な資質を備ふる鶏の普及を図るための制度を定めることにより、養鶏の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「標準鶏」とは、次に掲げる鶏の品種であることを示す外形上の特徴で農林省令で定めるものを備ふる鶏をいう。

- 一 単冠白色レグホーン種
- 二 横はんブリマスロック種
- 三 単冠ロードアイランドレッド種

四 ニューハンプシャー種
五 名古屋種

六 三河種

七 その他農林省令で定める品種
2 この法律において「種卵」とは、

鶏の雌で農林省令で定めるところにより継続して鶏の雄と交配可能の状態におかれたものから農林省令で定める期間内に生まれた卵をいう。

3 この法律において「種鶏業者」とは、種卵の生産を業とする者をいい、「ふ化業者」とは、鶏のひなの生産を業とする者をいう。
(種卵及び鶏のひなに関する表示等)

第三条 標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵については、その生産者は、農林省令で定めるところにより、その種卵又はその容器包装に、当該交配に係る雄及び雌の品種を示す農林省令で定める様式の表示を附することができる。

2 前項の規定による表示が附されている種卵又は当該表示がその容器包装に附されている種卵からふ化した鶏のひなについては、その生産者(そのふ化を委託した者を含む)は、農林省令で定めるところにより、そのひな又はその容器包装にそのひなの品種(品種の異なる標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵からふ化した鶏のひなにつ

いては、その交配に係る鶏の雄及び雌の品種)を示す農林省令で定める様式の表示を附することができ、ふ化業者が飼養する標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵で同項の規定による表示が附されていないものから当該ふ化業者がふ化した鶏のひなについても、同様とする。

第四条 前条の規定による場合を除き、何人も、種卵若しくはその容器包装又は鶏のひな若しくはその容器包装に同条に規定する表示又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

2 前条に規定する表示の附されている容器又は包装材料は、その表示を消した後でなければ、再び種卵又は鶏のひなの容器又は包装材料として使用してはならない。ただし、その表示に係る標準鶏の雄及び雌の品種と同一の品種に属する標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵又はその表示に係る同条第二項に規定するひなの品種と同一の品種に係るひなの容器又は包装材料として使用する場合は、この限りでない。

第五条 種卵を生産する者は、その飼養する鶏につき、農林省令で定めるところにより、当該鶏が標準鶏であるかどうかについての都道府

県知事の認定を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に係る鶏について標準鶏である旨の認定をしたときは、当該鶏に農林省令で定める標識をつけるものとする。

(優良な資質を備える鶏を普及するための国及び都道府県の措置)

第六条 国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の普及を図るため、その生産に係る標準鶏のひな並びに標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵を、種鶏業者のうちその経験の程度、事業能力、鶏の飼養施設の状態、その飼養施設における鶏に係る伝染性疫病の発生状況等を勘案して適当と認めるものに対して配布するように努めなければならない。

(施設の整備)

第七条 種鶏業者は、その飼養する鶏が伝染性疫病にかからないようにするため、鶏舎その他の鶏の飼養施設に消毒そり等の消毒用施設を整備するように努めなければならない。

2 ふ化業者は、その生産するひながひな白痢にかからないようにするため、ふ卵舎の床面を清掃の容易なコンクリート敷又は板敷とする等その事業場の施設の整備に努めなければならない。

(資金の融通のあつせん等)

第八条 国及び都道府県は、種鶏業者及びふ化業者の事業場の施設の取得、改良又は復旧に要する資金でこの法律に基く措置を実施するため必要と認められるものの融通のあつせん、養鶏を業とする者の経営の改善のために必要な助言及び指導その他養鶏の振興のために必要な援助を行うように努めるものとする。

(罰則)

第九条 第四条の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理 由

優良な資質を備える鶏の普及を図るため、一定の品種に係る種卵及び鶏のひなについての表示の制度その他必要な措置を定めて養鶏の振興を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事丹羽兵助君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔丹羽兵助君登壇〕

○丹羽兵助君 ただいま議題となりました、内閣提出、養鶏振興法案は、去る第三十一回国会において提案され、今国会まで継続審議して慎重に審査をいたし、ようやく審査を終了いたしましたので、ここに農林水産委員会における審査の経過及び結果の概要をかいつまずんで御報告申し上げます。

わが国の養鶏農家は、全農家の約七割、四百二十万戸を占め、その飼育羽数は約五千万羽を数え、年間総生産額は実に一千億円にも達し、養鶏の振興が、農家の所得確保と国民栄養の供給の上に有する意義はきわめて重要であります。しかしながら、養鶏業の実態には今なお改善を要する多くの問題点を有しておりますことはもちろんであります。なほ大いに向上の余地が残されているという現状でありますので、この際、まず優良な資質を持つ鶏の普及をはかる制度を定めることによつて、今後ますます養鶏の振興をはかることとしたというものが、本案提出の理由と相なっているものであります。従いまし、本案の骨子とするところは、第一に、単冠白色レグホン種等、産卵率の高い優良品種について、外形上の特徴をもつて定める標準鶏の制度を設けること、第二に、標準鶏から生まれた種卵またはそれから孵化したひなについて、その生産者は一定の表示ができる

こととし、なお、標準鶏でないものから生まれた種卵やひなに、このような表示を行なうことを禁止すること、第三に、種卵の生産者は、その飼養する鶏について、標準鶏であるかどうかの認定を都道府県知事に申請することができ、認定を受けた場合には一定の標準をつけるものとすること、第四に、

国及び都道府県は、その生産する標準鶏のひな及び種卵を、各種の資格要件を勘案して適当と認める種鶏業者に重点的に配付するように努めるものとすること等、標準鶏制度を設け、その制度の運用方法を定めることをもつてその内容としていふのであります。

本案に対しては、かねてより各委員から、種鶏業者の登録制の採用、種鶏の増産確保、卵肉の出荷販売態勢の確立、養鶏振興審議会の設置等、数点にわたり修正を施すべきであるという意見が表明されており、三十三回国会において、数回にわたり委員会において質疑を行ないました後、数点にわたる修正を施すことに決し、修正案及び修正部分を除く政府原案は、全会一致をもちましていずれもこれを修正議決すべきものと決したのであります。が、会期末の議事の都合により、本会議において本委員会の閉会中審査案件として付託されたのであります。

今国会におきましては、去る三月一日、本案の審査を行ないましたが、本案の取り扱いに關する今日までの経緯

にかんがみ、質疑の通告もありませんでしたので、直ちに採決に入ることにいたしました。しこうして、これより先、日本社会党石田委員から、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、三十三回国会同様の修正案が提出されたのであります。

その骨子は次の通りであります。すなわち、第一点は、この法律の目的そのものを、優良な鶏の普及のための制度及び養鶏経営の改善のための措置等を定めて、養鶏の振興をはかり、もつて農家経営の安定と国民生活の改善に資するものとするように改めること、第二点は、種鶏業者でそのすべての種化場が一定の要件に適合しているものは、その住所を管轄する都道府県知事の登録を受けて、登録種化業者となることができ、種化場及びそこで種化されるひなに表示することができ、

登録種化業者に對し所定の義務を課するように改めること、第三点は、農林省に委員二十名以内で構成する養鶏振興審議会を設置するように改めること、第四点は、国及び都道府県は、優良な鶏の供給を十分に確保するために必要な施設の整備、優良種鶏の確保等の措置を講ずるものとし、また、養鶏経営の改善、養鶏生産物の出荷、販売、処理、加工及び流通の改善並びに養鶏生産物の消費増進のために必要な経費の補助または資金の融通のあつせん、その他養鶏振興のために必要な助成をすることができ、

次いで、討論を省略し、右の修正案及び修正部分を除く政府原案を採決に付しましたところ、全会一致をもって本案はこれを修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

養鶏振興法案に対する修正案
養鶏振興法案の一部を次のように修正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、養鶏の振興を図るため、優良な資質を備える鶏の普及のための制度及び養鶏経営の改善のための措置等を定め、もつて農家経済の安定と国民の生活の改善に資することを目的とする。

第六条を削り、第七条を第六条とする。

第八条を次のように改める。

第十九条 国及び都道府県は、種鶏業者及びふ化業者の事業場の施設の取得、改良又は復旧に要する資金の融通のあつせんをすることができる。

2 前項に規定するもののほか、国及び都道府県は、養鶏経営の改善、養鶏生産物の出荷、販売、処

理、加工及び流通の改善並びに養鶏生産物の消費の増進のために必要な経費の補助又は資金の融通のあつせんその他養鶏の振興のために必要な助成をすることができ

る。

第九条中「第四条の下に」又は第十五条第二項若しくは第三項を加え、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の過料に処する。

第六條の次に次の十二條を加える。

(ふ化業者の登録)
第七條 ふ化業者は、そのすべてのふ化場(人工ふ化の方法により種卵をふ化する事業の用に供する事業場をいう。以下同じ。)が次の各号に掲げる要件に適合するとき

は、その住所を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

一 ふ化場の施設で農林省令で定めるものが農林省令で定める基準に適合するものであること。

二 種卵のふ化に關し農林省令で定める経験を有する者が種卵のふ化に常時従事するものが一人以上置かれていること。

2 ふ化業者は、前項の登録(以下「登録」という。)を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。ふ化場が当該ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にある場合には、その書類のほか当該ふ化場が前項各号に掲げる要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受けたことを証する書面を提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名)

二 ふ化場の名称及びその所在地

三 ふ化場の施設で農林省令で定めるもの

四 ふ化場において種卵のふ化に常時従事する者の種卵のふ化に關する経験

五 その他農林省令で定める事項

3 都道府県知事は、登録の申請があつた場合において、申請者が次の各号の一に該当するときは登録を拒むことができる。

一 第十条第一項第二号、第三号又は第四号の規定により登録の取消しを受けた日から二年を経過しない者

二 前号に該当する者を除き、この法律若しくは家畜伝染病予防

法(昭和二十六年法律第六十六号)若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した日から二年を経過しない者

三 法人であつてその役員のうち前二号の一に該当する者があつるもの

4 登録は、登録簿に農林省令で定める事項を記載して行ない、登録をしたときは、その旨を公示するものとする。

5 都道府県知事は、登録をした場合において、登録を受けたふ化業者(以下「登録ふ化業者」という。)が他の都道府県の区域内にふ化場を開設しているときは、登録簿の当該ふ化業者に係る部分の写しを当該他の都道府県の知事へ送付しなければならない。

6 都道府県知事は、登録をしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に対し、その理由を記載した文書をもつて、その旨を通知しなければならない。

第八条 登録ふ化業者が新たにふ化場を開設するときは、あらかじめ当該ふ化場が前条第一項各号の要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受けなければならない。

2 前項の場合において、当該ふ化場が登録ふ化業者の住所地の都道

府県以外の都道府県の区域内に開設されたものであるときは、同項の確認をした旨又は確認をしない旨の決定をした都道府県知事は、その旨を登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第九条 登録ふ化業者は、第七条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その者の住所地を管轄する都道府県知事及び当該変更に係るふ化場の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 登録ふ化業者が次の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から二週間以内に、当該登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 登録ふ化業者が種卵をふ化する事業を廃止したときは、その者

二 登録ふ化業者が死亡したときは、その相続人

三 登録ふ化業者が法人である場合において、合併により解散したときは合併後存続する法人又は合併により成立した法人、合併以外の理由により解散したときはその清算人(破産による解

散の場合にあつては破産管財人)

第十条 都道府県知事は、登録ふ化業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 ふ化場が第七条第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

二 新たにふ化場を開設した場合において、第八条第一項の規定による確認を受けずに当該ふ化場において種卵をふ化する事業を行つたとき。

三 偽りその他不正な手段により確認又は登録を受けたとき。

四 この法律若しくは家畜伝染病予防法若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反したとき。

五 第七条第三項第三号に該当するに至つたとき。

2 登録ふ化業者のふ化場が当該登録ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にある場合において、その所在地を管轄する都道府県知事は、そのふ化場につき、登録ふ化業者が前項第一号から第四号までに掲げる事由に該当すると認めるときは、その旨を登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、登録を取り消したときは、遅滞なく、当該登録の取消しを受けた者に対し、その理由を記載した文書をもつてその旨を通知するとともに公示しなければならない。

4 都道府県知事は、登録を取り消した場合において、登録の取消しを受けた者が他の都道府県の区域内にふ化場を開設しているときは、当該他の都道府県の知事に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第十一条 登録の有効期間は、三年とする。

2 登録及びその取消しの効力は、全都道府県に及ぶ。

第十二条 この法律に規定するもののほか、確認及び登録の手続その他確認及び登録に関し必要な事項は、農林省令で定める。

(登録ふ化業者の義務)

第十三条 登録ふ化業者は、農林省令で定めるところにより、ふ化場ごとに、種卵の購買及びふ化、ふ化した鶏のひなの販売並びに鶏の伝染性疾病に関する事項を明りよくに記帳整理し、かつ、ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 登録ふ化業者は、鶏の伝染性疾病の発生予防又はまん延の防止のため、種卵の購買、ふ化場の施

設の消毒、ふ化した鶏のひなの販売等につき充分に留意しなければならない。

(登録ふ化業者に対する措置命令)
第十四条 都道府県知事は、登録ふ化業者がこの法律に規定する義務を履行していないと認めるときは、当該登録ふ化業者に対し、当該義務を履行させるため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(登録ふ化業者の表示等)

第十五条 登録ふ化業者は、登録ふ化業者である旨の表示をし、及びその者のふ化場でふ化した鶏のひな又はその容器包装に、当該登録ふ化業者のふ化場でふ化した鶏のひなである旨の表示を附することができる。

2 前項の規定による場合を除き、何人も、登録ふ化業者である旨の表示若しくはこれに紛らわしい表示をし、又は登録ふ化業者のふ化場でふ化したものでない鶏のひな若しくはその容器包装に、登録ふ化業者のふ化場でふ化した鶏のひなである旨の表示若しくはこれに紛らわしい表示を附してはならない。

3 第一項に規定する表示の附されている容器又は包装材料は、その表示を消した後でなければ、当該登録ふ化業者以外のふ化業者のふ

化場でふ化した鶏のひなの販売の用に供してはならない。

(立入検査等)

第十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、登録ふ化業者から、その者の業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくはふ化場に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(養鶏振興審議会)

第十七条 農林省に、養鶏振興審議会を置く。

2 養鶏振興審議会は、次に掲げる事項について、農林大臣の諮問に応じ答申し、又は農林大臣に建議することができる。

一 鶏の改良増殖に関する事項
二 養鶏経営の合理化に関する事項

三 養鶏生産物の規格の設定その他流通の改善に関する事項

四 養鶏生産物の価格の安定に関する事項

五 養鶏生産物の輸出に関する事項

六 養鶏生産物の加工業の振興に関する事項

七 養鶏生産物の消費の増進に関する事項

八 その他養鶏振興に関する重要事項

3 養鶏振興審議会は、委員二十人以上で組織する。

4 委員は、養鶏経営、鶏の改良増殖、種卵のふ化及び養鶏生産物の処理、加工、保管、出荷、販売又は消費に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

5 養鶏振興審議会に会長を置く。

6 会長は、委員の互選により選任する。

7 会長は、会務を総理し、養鶏振興審議会を代表する。

8 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。

9 委員は、非常勤とする。

10 前各項に定めるもののほか、養鶏振興審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(国及び都道府県の行なう措置)
第十八条 国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の供給を充分に確保するため、その生産の用に供する施設の整備、優良な種鶏の確

保その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の効率的な普及を図るため、その生産に係る標準鶏のひな並びに標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵を、経験の程度、事業能力、鶏の飼養施設の状態、飼養施設における鶏の伝染性疾病の発生状況等を勘案して適当と認め

る種鶏業者に対して配布するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、養鶏の振興を図るため、積極的にこれに必要な試験研究及び技術の普及を行なうとともにこれらを助長するものとする。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の二部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中中央生乳取引調整審議会の項の次に次のように加える。

養鶏振興審議会

養鶏振興法(昭和三十三年法律第十五号)によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

日程第二 南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案(内閣提出)

日程第三 国内旅客船公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案、日程第三、国内旅客船公団法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十五年二月一日

内閣総理大臣 岸 信介

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律

政府は、当分の間、南大東島において高層気象観測を行なう気象機関に対して、当該気象観測に必要な運

輸省令で定める物品を譲与することができます。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 南大東島における高層気象観測業務の充実に資するため、当該気象機関に対して、その観測に必要な物品を譲与することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

輸省令で定める物品を譲与すること

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 南大東島における高層気象観測業務の充実に資するため、当該気象機関に対して、その観測に必要な物品を譲与することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十五年二月一日

内閣総理大臣 岸 信介

国内旅客船公団法の一部を改正する法律

国内旅客船公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「二億円」を「四億円」に改める。

附則 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由 国内旅客船公団の業務を円滑に運営するため、同公団の資本金を四億

円とする。

附則 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由 国内旅客船公団の業務を円滑に運営するため、同公団の資本金を四億

円に増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員会理事 天野公義君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

○天野公義君 ただいま議題となりました南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案外一案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案について申し上げます。

本法案は、わが国南方海域における高層気象観測網の整備をはかるため、政府が、南大東島において、気象庁と琉球政府工務交通局との協力業務として、高層気象観測を実施し、その観測資料を入手し得るため、財政法第九条の規定の特別立法措置として、南大東島における高層気象観測を行なう気象機関に対して、その観測に必要な物品を譲与することができることとしたそうとするものであります。

本法案は、去る二月一日日本委員会に付託され、同月三日政府より提案理由の説明を聴取し、次いで、同月十七日

質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、三月二日、討論を省略して採決の結果、本法案は、全会一致、政府原案の通り可決いたしました。

次に、国内旅客船公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本公団は、資金調達困難な海上旅客運送事業者等に協力して、民生の安定に必要な航路における老齢内航客船の代船建造または改造を行なうため、昨年、資本金二億円、全額政府出資の特殊法人として設立され、本年度は、三十四隻、三千二百総トンの国内旅客船を建・改造することになっておりますが、来年度は、さらに約五十隻、四千六百総トン程度の老齢内航客船を建・改造するため、現在の資本金二億円を四億円に増額しようとするものであります。

本法案は、去る二月一日日本委員会に付託され、同月三日政府より提案理由の説明を聴取し、三月二日質疑を行ないましたが、内容は会議録により御承知願います。

かくて、同日、討論を省略し、採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案の通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第四 海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、海岸法の一部を改正する法律案、日程第五、建設業法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

右 海岸法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十五年二月十二日

内閣総理大臣 岸 信介

海岸法の一部を改正する法律

海岸法(昭和三十一年法律第百一

号)の一部を次のように改正する。

第六条、第二十六条第一項及び第

二十九条中「新設又は改良」を「新

設、改良又は災害復旧」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

理 由

国土の保全上特に重要な海岸保全施設の災害復旧工事を促進するため、主務大臣は、海岸保全施設の災害復旧工事とその規模が著しく大であるものを、海岸管理者に代わつてみずから施行することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設業法の一部を改正する法律案

右 建設業法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十五年二月十二日

内閣総理大臣 岸 信介

建設業法の一部を改正する法律

建設業法(昭和二十四年法律第百

号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 主任技術者の設置(第二十六条・第二十七条)」を「第四章 施工技術の確保(第二十五条の二十五・第二十七条)」に改める。

第五条第一項第二号を次のように改める。

二 法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定で建設工事に関するもののうち建設大臣が指定したものを受けた者

「第四章 主任技術者の設置」を「第四章 施工技術の確保」に改める。

第四章中第二十六条の前に次の一条を加える。

(施工技術の確保)

第二十五条の二十五 建設業者は、施工技術(設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその应用能力をいう。以下同じ。)の確保に努めなければならない。

第二十七条を次のように改める。

(技術検定)
第二十七条 建設大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行なうことができる。

2 前項の検定に合格した者は、政令で定める称号を称することができ。

3 第一項の検定を受けようとする者は、政令の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に登録を受けている者又はこの法律の施行の日前若しくは施行の日から起算

して六十日以内に於いて登録を申請した者の登録の要件については、改正後の建設業法第五条第一項第二号の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

理 由

最近における他の法令による免許又は技術若しくは技能の認定制度の状況にかんがみ、建設業者の登録要件を整備し、建設工事の適正な施工を確保するため、建設大臣は、必要な技術検定を行なうことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長羽田武嗣郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔羽田武嗣郎君登壇〕

○羽田武嗣郎君 ただいま議題になりました海岸法の一部を改正する法律案、建設業法の一部を改正する法律案の両法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

まず、海岸法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行の海岸法では、海岸保全区域の工事は、原則として海岸管理者たる都道府県知事が行なうのでありますが、特に重要なものについては、主務大臣

が工事を施行することを認めております。しかるに、災害復旧に関する工事につきましては、都道府県知事のみで直轄工事はできないことになっておりますので、これを改正し、国土の保全上きわめて重要なもの、すなわち、規模が著しく大なる災害復旧工事、高度の技術が必要とする災害復旧工事、高度の機械力を使用して実施する必要がある災害復旧工事及び都道府県の境界にかかると災害復旧工事を、主務大臣みずから海岸管理者にかわって施行することができるようとするものであります。

次に、建設業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行建設業法は、昭和二十四年制定以来、建設工事の適正な施行と、建設業の健全な発達に寄与してきたのでありますが、最近における建設事業の発達状況にかんがみまして、建設工事の一そう適正な施行を期する必要があると、同法の一部を次のように改めることにしたのであります。

すなわち、第一は、建設業登録申請者の資格のうち、建設工事に関する免許等の中で、登録の要件として適切なものを建設大臣が指定することとし、第二に、建設大臣は、建設工事に関する施工技術の向上をはかるため、建設工事に従事し、またはしようとする者について技術検定を行なうことができ

令で定める称号を称することができるようにしようとするものであります。

右両案は、去る二月十二日、それぞれ本委員会に付託され、慎重に審査を進めて参つたのであります。その詳細は会議録に議ることといたします。かくて、三月二日、質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決の結果、両法案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十四分散会

出席國務大臣

法務大臣 井野 碩哉君
農林大臣 福田 赳夫君
通商産業大臣 池田 勇人君
郵政大臣 植竹 春彦君
建設大臣 村上 勇君
國務大臣 石原幹市郎君

出席政府委員

内閣府房長官 椎名悦三郎君
警察庁保安局長 木村 行藏君
運輸政務次官 前田 郁君
氣象庁長官 和達 清夫君
建設政務次官 大沢 雄一君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、昨三日、内閣から、原子燃料公社法第二十六条第三項の規定による原子燃料公社の昭和三十三年事業年度の予算実施結果説明書及び財務諸表を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨三日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 浅香 忠雄君(理事辻寛一君昨三日理事辞任につきその補欠)

大蔵委員会

理事 小山 長規君(理事小山長規君去る二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、昨三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

柳田 秀一君 水谷長三郎君

地方行政委員

北村徳太郎君 神近 市子君

法務委員

神近 市子君

大蔵委員

濱田 幸雄君 猪俣 浩三君
山口六郎次君
社会労働委員
池田 清志君 久野 忠治君
農林水産委員 中村 時雄君
予算委員 加藤 精三君 久野 忠治君
藤本 捨助君 山口六郎次君
池田 清志君 濱田 幸雄君

(常任委員補欠選任)

一、昨三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

石田 宥全君 中村 時雄君

地方行政委員 加藤 精三君

法務委員 猪俣 浩三君

大蔵委員 山口六郎次君 神近 市子君

濱田 幸雄君

社会労働委員 池田 清志君

久野 忠治君 水谷長三郎君

農林水産委員 池田 清志君

予算委員 北村徳太郎君 池田 清志君

山本 猛夫君 濱田 幸雄君

久野 忠治君 山口六郎次君

(議案提出)

一、昨三日議員から提出した議案は次の通りである。

郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外九名提出)

昭和三十五年三月四日 衆議院會議録第十一号 朗読を省略した議長の報告

一、昨三日内閣から提出した議案は次の通りである。

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案

(議案送付)

一、昨三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十五年度一般会計予算

昭和三十五年度特別会計予算

昭和三十五年度政府関係機関予算

(緊急質問提出)

一、今日提出した緊急質問は次の通りである。

横浜体育館における集団惨事に關する緊急質問(安井吉典君提出)

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)
(送料共)

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二